

君津市小糸スポーツ広場管理業務仕様書

1 趣旨

この君津市小糸スポーツ広場管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、君津市小糸スポーツ広場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲を明示するものである。

君津市小糸スポーツ広場の管理を行うに当たっては、関係法令等に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

君津市小糸スポーツ広場（以下「小糸スポーツ広場」という。）

(2) 施設の所在地

君津市塚原 5 1 番地

(3) 施設の設置年月日

平成 2 1 年 1 1 月 1 日

(4) 施設の設置目的

市民の体育の向上と健康増進に資するため、小糸スポーツ広場を設置する。

(5) 建物の概要

ア メインスタンド：5 6 1 . 4 8 m² 客席 2 8 8 席

（鉄筋コンクリート造 2 階建）

イ 本部席室

ウ ミーティング室

エ 身障者観覧室 1 2 席

オ 更衣室

カ 男女トイレ

キ 多目的トイレ

ク ダッグアウト

ケ 倉庫

(6) 施設の概要

ア 敷地総面積 2 5 , 6 4 6 . 1 8 m²

イ	野球場面積	12,008.71 m ²
ウ	野球場規模	中堅：116 m 両翼：92 m
エ	多目的広場	3,269.4 m ²
オ	駐車場	83 台

(7) 設備

- ア 放送設備
- イ 空調設備
- ウ 火災報知器
- エ 浄化槽

(8) 備品

備品表（別表 1）のとおり

3 施設の開館時間等

(1) 開場時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 休場日

- ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- イ 金曜日（休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）
- ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

4 管理の基準

- (1) 小糸スポーツ広場の管理運営を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 次の関係法令を遵守すること。

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年君

津市条例第 12 号。以下「手続条例」という。)

(エ) 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年君津市規則第 30 号）

(オ) 君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年君津市条例第 7 号。以下「条例」という。)

(カ) 君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 4 年君津市規則第 11 号。以下「規則」という。)

(キ) 君津市財務規則（昭和 61 年君津市規則第 2 号。以下「財務規則」という。)

(ク) 君津市小糸スポーツ広場の管理及び運営に関する基本協定書

(ケ) 君津市小糸スポーツ広場の管理及び運営に関する年度協定書

(コ) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

(サ) その他の関係法令等

イ 設置の目的に適合した管理運営を行うこと。

ウ 利用者の平等な利用を確保すること。

エ 市民サービスの向上を図ること。

オ 施設の効用が十分に発揮されるよう管理すること。

カ 施設の管理運営に係る経費の削減等を図ること。

キ 施設を安全に管理するための措置を講ずること。

ク 君津市との連携を図った管理運営を行うこと。

(2) 使用の許可、制限等

条例第 6 条に定めるとおりとする。

(3) 使用時間の変更

規則第 2 条第 3 項の規定により、市長の承認を得て指定管理者が変更することができる。

(4) 休場日の変更

規則第 3 条の規定により、市長の承認を得て指定管理者が変更することができる。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者は、手続条例第 12 条の規定により、小糸スポーツ広場の管理運営を行うに当たり取り扱うこととなる個人情報に関し、改ざん、滅失、き損及び漏洩の防

止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。なお、個人情報の取扱いについては、基本協定書の個人情報取扱特記事項による。

(6) 情報の公開

ア 指定管理者は、小糸スポーツ広場の管理運営に関する情報について開示請求があったときは、君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）の趣旨にのっとり、当該情報の開示に努めること。

イ 指定管理者は、小糸スポーツ広場の管理運営に関する個人情報について、自己の情報の開示請求があったときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨にのっとり、当該個人情報の開示に努めること。

(7) 第三者への委託

指定管理者は、業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、個別の業務で市長の承認を得たときは、この限りでない。

5 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 小糸スポーツ広場の使用の許可

指定管理者は、小糸スポーツ広場を使用しようとする者が提出する使用許可申請書を受け付け、当該使用許可申請書に誤記、記載漏れ等がないかを確認して、条例に基づきその審査を行い、適当であると認めるときは、小糸スポーツ広場の使用を許可するとともに、その旨を君津市市民スポーツ広場使用許可書により通知するものとする。

(2) 小糸スポーツ広場の使用の不許可

指定管理者は、小糸スポーツ広場を使用しようとする者が提出する使用許可申請書を受け付け、当該使用許可申請書に誤記、記載漏れ等がないかを確認して、条例に基づきその審査を行い、不適當であると認めるときは、小糸スポーツ広場の使用を許可しないととも、その旨を君津市市民スポーツ広場使用不許可通知書により通知するものとする。

なお、当該君津市市民スポーツ広場使用不許可通知書にはその理由及び不服申立てに関する事項を記載しなければならない。

(3) 小糸スポーツ広場の使用の許可の取消し

指定管理者は、前記(1)の使用許可書を送付した後において、当該使用許可の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が小糸スポーツ広場の使用について使用しない旨の申出又は条例第8条に規定する使用許可の取消事由が生じたときは、当該使用許可を取り消すものとし、その旨を君津市市民スポーツ広場使用許可取消通知書により通知するものとする。

なお、当該君津市市民スポーツ広場使用許可取消通知書にはその理由及び不服申立てに関する事項を記載しなければならない。

(4) 施設予約システムを使用した予約受付等の対応

指定管理者は、小糸スポーツ広場の野球場について市の施設予約システムを使用した予約受付・管理・設定等の対応を行うものとする。なお、令和8年1月から導入の新システムであることから、今後、運用や設定等の変更が必要な場合は、その都度君津市と協議の上、臨機応変に対応し、サービスの向上に努めること。

(5) 使用料の徴収等

ア 指定管理者は、使用者が小糸スポーツ広場を使用する際に条例第9条第2項に規定する使用料を徴収するとともに、その領収書を交付しなければならない。

イ 徴収した使用料は、原則としてその日に君津市の指定金融機関等（財務規則第2条第6号に規定するものをいう。）に納入するものとする。

なお、その日のうちに使用料を納入することができない場合には、指定金融機関等に当該使用料を納入するまでの間、確実な方法により保管しなければならない。

ウ 指定管理者は、当該使用許可書と徴収した使用料を照合できるよう適切な管理及び保管をしなければならない。

エ 使用料の徴収に関する事務は、財務規則第3章第7節の規定に基づき行うものとする。

(6) 使用料の減免

使用料の減免は、君津市において行う。指定管理者は、使用料の減免を申請しようとする者が提出した使用料減免申請書を受け付け、当該申請書に誤記、記載漏れ等がないかを確認して、当該申請者に、君津市が審査し、後日結果を通知する旨を回答するものとする。

なお、受け付けた使用料減免申請書は、直ちに君津市に送付するものとする。

(7) 施設全般の管理運営

- ア 施設の開閉及び設備、機器等の操作
- イ 建物内外の清掃及び建物周囲の草刈り等日常の手入に類する作業
- ウ 備品及び消耗品の保管並びに管理
- エ 施設の進入路及び駐車場等場内の点検
- オ 施設内のゴミ収集及び処理
- カ 設備、機器等の外観点検
- キ 使用者に対する施設の案内
- ク 使用者に対する施設の使用に関する指導及び禁止行為の周知とその他使用に係る秩序の維持
- ケ 施設内での事故の予防その他使用者等の安全の確保
- コ スポーツ振興のため、地域スポーツ団体と連携した自主イベントの開催

(8) 施設の建物及び設備の維持管理

指定管理者が行う小糸スポーツ広場の建物及び設備の維持管理業務は、次に掲げるものとし、これらの具体的な作業の仕様は別添（別紙１）のとおりとする。

- ア 清掃業務
- イ 警備業務
- ウ 汚水処理施設の維持管理業務

(9) 業務遂行の記録等

指定管理者は、施設の使用状況、使用料の徴収状況等を記録し、定期的に業務の遂行状況について、自ら評価を行うものとする。

(10) アンケートの実施

指定管理者は、使用者等の意見や要望を把握するため、君津市と協議の上、年１回程度、アンケートを実施するよう努めるものとする。アンケートの結果は、施設内に掲示するほか、君津市に報告するものとする。

(11) 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、当該年度の１０月末までに翌年度の管理業務に係る事業計画書を作成し、市長に提出しなければならない（指定期間の最終年度は除く。）。事業計画書には、管理業務の体制、概要、実施する時期等を記載するものとする。

(12) 収支計画書の作成及び提出

指定管理者は、当該年度の 10 月末までに翌年度の管理業務に係る収支計画書を作成し、市長に提出しなければならない（指定期間の最終年度は除く。）。収支計画書には、管理業務に要する経費の額、その内訳等を記載するものとする。

(13) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、当該年度の終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、市長に提出のうえ、承認を受けなければならない。事業報告書には、管理業務の実施状況、利用状況、使用料の収入実績、管理経費の収支状況等を記載するものとする。

(14) 事業評価書の作成及び提出

指定管理者は、当該年度の終了後 30 日以内に事業評価書を作成し、市長に提出のうえ、承認を受けなければならない。事業評価書には、サービス提供に関する評価、施設等に関する評価等を記載するものとする。

6 管理運営のモニタリング

君津市は、事業報告書及び事業評価書や業務遂行の確認に基づき、指定管理者による管理運営の効果等について検証するとともに、業務の見直し及び事業計画等への反映に資するため、施設ごとに事業評価書にて評価し、事業評価の結果は、指定管理者に通知するとともに、必要に応じて業務改善の指導を行い、君津市ホームページへ掲載するものとする。

7 管理運営体制の整備

(1) 人員の配置等

指定管理者は、小糸スポーツ広場の管理業務における責任体制を整備するとともに、小糸スポーツ広場の管理運営に関し支障が生じないように適切な人員を配置しなければならない。また、配置された人員の資質を高めるため、必要な研修を実施するとともに、小糸スポーツ広場の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めなければならない。

(2) 緊急時における対応

指定管理者は、自然災害、事故、火災その他緊急時における体制及びマニュアルを整備し、これらが十分に機能するよう必要な訓練を実施するなど、その対応に万全を期するとともに、小糸スポーツ広場の管理運営に従事する者に指導し、及びその旨を

周知しなければならない。

また、緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく使用者の避難誘導など適切な措置を講ずるとともに、君津市のほか、関係機関に通報しなければならない。

8 環境に対する取組

君津市が環境に配慮した活動に取り組んでいることから、環境負荷の低減対策を実施するなど、環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

9 責任分担

管理業務に関する主な責任分担については、責任分担表（別表 2）のとおりとし、これ以外の責任分担については、別途君津市と指定管理者が協議して定めるものとする。

10 事故の報告等

(1) 施設又は付属設備を損傷し、又は滅失したとき

指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により小糸スポーツ広場の施設又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長に事故報告書を提出し、速やかに原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。ただし、君津市がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 施設（敷地内を含む）での事故が発生したとき

指定管理者は、(1)のほか、小糸スポーツ広場の施設（敷地内を含む）での事故が発生したときは、事故対応にあたりとともに市長に事故報告書を提出する。

11 損害の賠償

指定管理者は、小糸スポーツ広場の管理業務を実施するに当たり、その責めに帰すべき理由により君津市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

12 指定の取消し等

君津市は、指定管理者が君津市の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を

取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

1 3 事務の引継ぎ

指定管理者が変更となる場合は、変更の際に利用者に対するサービスや施設の管理運営に支障が生じないよう誠意を持って新たな指定管理者と事務の引継ぎを行うこと。

なお、引継ぎに要する費用については、指定管理者の負担とする。

1 4 指定管理者による提案

指定管理者は、市民サービスの向上や施設の管理運営に係る経費の削減等に資するため、管理運営に関する事項や自主事業などについて、君津市に対し、提案することができる。

1 5 協議

この仕様書に関し疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度君津市と指定管理者が協議して定めるものとする。

別表 1

備 品 表

N o	品 目	メーカ名・品名	規格	数量
1	駐車場ポール（車止め）			2
2	小糸スポーツ広場野球場表札	幕田魁心書		1
3	郵便ポスト			1
4	ロッカー	KOKUYO ファニチャー	2 人用	1
5	本部席用事務机	KOKUYO EK デスク 127L	1200*700*700	1
6	本部席用椅子	KOKUYO グレノチェア 2		1
7	予定表記入ボード	馬印		2
8	本部席用時計	SEIKO KX244S		1
9	折畳机	KOKUYO	1800*600	2
10	折畳パイプ椅子	KOKUYO CF-M5NN		20
11	担架	船山(株)7142465	アルミ製 2 つ折	1
12	A E D			1
13	消火器	粉末 ABC	10 型	3
14	更衣室用棚	KOYO	4 段*2 列	6
15	ミストポール	三和体育 S-7970		2
16	バット&ヘルメットハンガー	スラント型ハンガー	1000*600	2
17	バットケース	DS DANN0 D95	12 本立て	2
18	泥落としセット	ライト商会 M-58		2
19	ベース固定用ブロック	ミスノ 2ZA-320	6 個 1 組	1
20	塁ベース	ミスノ 2AR-613		6
21	ピッチャープレート	2AR-216, RT-B052109		5
22	トスバッティングフェンス			2
23	砂飛散防止ネット	K-1991F	2m*10m	5
24	屋外用電波時計	CITIZEN 4MY699-A19	100 cm	1
25	ローラー		45*90 350 kg	1
26	散水機			2
27	散水用ホース			1
28	散水用ホース巻取リール		4 個	1
29	グラウンドシート	ライト B-479, カネヤ K-789	10m*10, 5m*5	7
30	グラウンドならし	SGR3182	スパイク, ブラシ付	1
31	木製グラウンドレーキ	ライト B-355		20
32	金属製グラウンドレーキ	ライト B-513		4
33	コートブラシ	ライト B-2208		2
34	牽引用コートブラシ	ジャンボブラシ 180 B-4020		1
35	ラインカー	KA=607, RT-M321922		3
36	巻尺	エスリンロープ 100RT	リールケース入	1
37	得点板掲揚機		アルミ製	1
38	二輪車			1
39	角スコップ			2
40	乗用草刈機	OREC RM981		1
41	斜面用草刈機	OREC SPIDERMOWER		1
42	集草機	OHIOCTEAL 50SWP26		1
43	脚立	RC-18		2

別表 2

責任分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動や金利変動に伴う経費の増		○
住民及び利用者 への対応	地域との協調		○
	施設の管理運営業務に関する苦情、要望等		○
	アンケートの実施		○
	上記以外	○	
政治的又は行政 的な理由による 事業変更等	政治的又は行政的な理由による指定管理の中止、 変更又は経費の増	○	
自主事業	指定管理者が一団体として自主的に行う事業		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、 暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めに 帰すことができない自然的又は人為的な現象） に伴う損害及び経費負担	○	
施設及び設備の 維持管理	施設及び設備の適正な維持管理		○
施設及び設備の 修繕	施設及び設備の小破修繕		○
	上記以外	○	
資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設の瑕疵責任	施設の瑕疵により生じた損害	○	
セキュリティ	警備の不備による情報の漏えいや犯罪の発生		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによる場合	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よる場合		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中途における業 務の廃止若しくは指定取消しによる指定管理者の 撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

別紙 1

君津市小糸スポーツ広場管理業務仕様書 5 指定管理者が行う業務の範囲(8)設備の維持管理に関する仕様は、この仕様書によるものとする。

- 1 施設の名称 君津市小糸スポーツ広場
- 2 所在地 君津市塚原 5 1 番地
- 3 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- 4 敷地面積 2 5 , 6 4 6 . 1 8 m²
- 5 延べ床面積 5 6 1 . 4 8 m²
- 6 消防設備等保守点検業務
 - (1) 設備の種類

ア	消火器具設備	消火器	3 本
イ	自動火災報知設備	受信機・発信機	1 台
		表示灯	1 台
		スポット型感知器 煙	7 個
		スポット型感知器 熱	4 個
ウ	非常放送設備		
 - (2) 業務の方法

ア	機器点検	年 1 回
イ	総合点検	年 1 回
- 7 浄化槽維持管理業務
 - (1) 浄化槽の種類 合併処理浄化槽
流量調整型嫌気ろ床生物濾過循環方式 4 0 人槽
 - (2) 業務の内容

ア	保守点検	年 3 回
イ	汚泥清掃	年 1 回